阿南福祉会デイサービスセンター

指定通所介護事業　運営規程

（ 事業の目的 ）

第 1 条　社会福祉法人阿南福祉会が開設する阿南福祉会デイサービスセンター（以下、「事業者」という。）が行う指定通所介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適正な通所介護を提供することを目的とする。

（ 運営の方針 ）

第 2 条　事業者は、介護保険法の趣旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、通所介護計画に基づいて必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤立感の解消及び精神的負担の軽減を図るよう支援するものとする。

2　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（ 事業所の名称及び所在地等 ）

第 3 条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　称　阿南福祉会デイサービスセンター

二　所在地　徳島県阿南市宝田町今市金剛寺 38 番地 1

（ 従業者の職種・員数及び職務内容 ）

第 4 条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一　管理者　　1 人

管理者は、事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

二　生活相談員　　1人以上

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

三　看護職員　　1人以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。

又、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、必要な訓練を行う。

四　介護職員　　2人以上

介護職員は、通所介護の提供にあたり、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

五 機能訓練指導員　　1人以上

機能訓練指導員は、利用者の心身の状況や日常生活の動作等を把握し、利用者にあった機能訓練指導や実施を行う。

六 調理員　　1人以上

利用者の給食業務にあたる。

（ 営業日及び営業時間 ）

第5条　　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　　毎週月曜日から土曜日まで

但し、悪天候や災害時等営業困難な場合臨時休業とする。

二　営業時間　午前9時00分から午後4時30分までとする。

但し、利用者から希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではない。

（ 利用者の定員 ）

第6条　　事業所の利用定員は、1日20人とする。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

（ 内容及び手続きの説明並びに同意及び契約 ）

第7条　　事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約を締結するものとする。

（ 受給資格等の確認 ）

第8条　　事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

（ 通所介護の内容 ）

第9条　　事業者は、通所介護計画に基づいて、必要とされる入浴介助、食事提供、機能訓練、口腔ケア等を行い、又状態に応じ利用者の社会参加できるよう支援していく。

（ サービスの取り扱い方針 ）

第10条　事業者は、可能な限りその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

2　サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。

3　事業者は、サービスを提供するに当たって、その通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。

4　事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

5　事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等は行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（ 通常の事業実施地域 ）

第11条　事業所の事業の実施地域は、次のとおりとする。

一　徳島県阿南市

二　徳島県小松島市

（ 利用料及びその他の費用 ）

第12条　通所介護を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2　事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該通所介護に係る居宅介護サービス費用基準額から事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

3　事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

4　事業者は、前2項の他、次に掲げる費用を徴収する。

一　通常の事業の実施地域以外の地域に居宅する利用者に対し行う送迎に要する費用

二　食事の提供に要する費用（食材料費及び調理費用相当額）

三　おむつ代

四　その他、通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるもの

5　サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得るものとする。

（ 利用料の変更等 ）

第 13 条　事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合には、前条に規定する利用料を変更することができるものとする。

2　事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

（ サービス利用に当たっての留意事項等 ）

第 14 条　利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦を深めるものとする。

一　火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外では喫煙しないこと

二　建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと

三　けんか・口論または暴力等、他人の迷惑になることをしないこと

2　利用者が、次の各号に該当すると認めたときは、利用者に対し、所定の手続きを取り、サービス提供の中止等の措置を行うものとする。

一　センターの秩序を乱す行為をした者

二　故意にこの規程等に違反した者

（ 個人情報の保護 ）

第 15 条　事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守するものとする。

2　事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

3　事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。

4　事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表するものとする。

（ 緊急時の対応 ）

第 16 条　従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又は併設施設の協力病院への連絡を行い、応急の医療対応等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。

2　前項の他、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

3　従業者のサービスの提供による賠償すべき事故の発生に備え、事業者は、賠償補償共済制度等にあらかじめ加入しておくものとする。

（ 非常災害対策等 ）

第 17 条　サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は、利用者の避難等適切な措置を講じる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

2　非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

（ 衛生管理及び感染予防等 ）

第 18 条　事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるものとする。

2　事業者は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じるものとする。

（ 苦情処理の措置等 ）

第19条　提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

（ 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ）

第 20 条　事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利益供与をおこなってはならない。

（ 記録の整備 ）

第 21 条　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2　事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から 5 年間保持するものとする。

（ 人権の擁護及び虐待の防止のための措置 ）

第 22 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
(2) 成年後見制度の利用支援
(3) 苦情解決体制の整備
(4) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
(5) 虐待防止委員会の定期的な開催及び従業者への内容周知
(6) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のための必要な処置

（ その他運営についての留意事項 ）

第23条　　従業者の資質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

一　採用時研修　　採用後1カ月以内

二　階層別研修　　随時

2　この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、この規程の目的、趣旨に反しない範囲で管理者が定めるものとする。

附 則

1　この規程は、平成 24 年 4月 1日から施行する。

2　平成27年 8月 1日 改定施行

3　平成31年 1月 1日 改定施行

4　令和 2年 4月 1日 改定施行

5　令和 6 年 2月 1 日 改定施行

6　令和 6 年 4 月 1 日 改定施行